



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 2 3 号

平成24年(2012年)4月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民参画課)	3
市道の区域の変更について (道路管理課)	3
道路の供用の開始について ( " )	4

## 教育委員会告示

平成22年教育委員会告示第1号(地区公民館の指定管理者の指定について)の変更について (生涯学習課) 4

## 公営企業告示

金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 4

金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " ) 5

## 告 示

### ●金沢市告示第121号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
  - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
  - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
  - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
  - 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場
  - 金沢市営柿木畠自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第4自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
  - 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 2 保管した自転車等の台数
  - 自転車 127台
- 3 自転車等を移動し、保管した日

平成24年3月1日から同月31日まで

## 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人金沢まちづくり財団

## 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成24年4月11日から同年7月10日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第122号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したもので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	13台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
吉原町地内	自 転 車	2台
広岡1丁目地内	自 転 車	4台
大額3丁目地内	自 転 車	6台
長田町地内	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
千木町地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	3台
入江3丁目地内	自 転 車	3台
菊川1丁目地内	自 転 車	3台
泉が丘2丁目地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	5台
十一屋町地内	自 転 車	1台
小立野2丁目地内	自 転 車	1台
木越町地内	自 転 車	4台
北安江3丁目地内	自 転 車	4台
暁町地内	自 転 車	1台
金石本町地内	自 転 車	1台
森山3丁目地内	自 転 車	1台
泉野1丁目地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	4台
西泉1丁目地内	自 転 車	14台
泉3丁目地内	自 転 車	1台
北塚町地内	自 転 車	3台
田上町地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日  
平成24年3月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間  
平成24年4月11日から同年10月10日まで
  - (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
割出町会	代表者の氏名及び住所	早見 義昭 金沢市割出町179番地3	酒井 敏次 金沢市割出町533番地5	平成24年3月25日
金石湊町町会	主たる事務所の所在地	金沢市金石西4丁目19番39号	金沢市金石西4丁目19番35号	平成24年3月25日
	代表者の氏名及び住所	俣田 信一 金沢市金石西4丁目19番39号	本島 一二 金沢市金石西4丁目19番35号	
牧町町会	代表者の氏名及び住所	山本 久作 金沢市牧町又53番地	木沢 健一 金沢市牧町又55番地	平成24年3月25日
太陽が丘ひまわり町会	代表者の氏名及び住所	梅田 正人 金沢市太陽が丘2丁目239番地	黒田 香 金沢市太陽が丘2丁目167番地	平成24年4月1日
上若松町会	代表者の氏名及び住所	中村 治 金沢市上若松町67番地	中村 弘明 金沢市若松町上野33番地	平成24年4月1日
額新保3丁目町会	主たる事務所の所在地	金沢市額新保3丁目141番地	金沢市額新保3丁目115番地3	平成24年4月1日
	代表者の氏名及び住所	粟村 均 金沢市額新保3丁目141番地	中山 秀憲 金沢市額新保3丁目115番地3	
森戸第二町会	代表者の氏名及び住所	上坂 英二 金沢市森戸1丁目197番地	村田 紀文 金沢市森戸1丁目134番地5	平成24年4月1日
額乙丸新町会	代表者の氏名及び住所	喜作 進 金沢市額乙丸町二210番地1	中田 由広 金沢市額乙丸町二219番地2	平成24年4月1日

●金沢市告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成24年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
準幹線	準幹線546号清川町線	野 町 1 丁 目 3 番 先から	旧	10.5~10.7	11.5
		野 町 1 丁 目 3 番 先まで	新	6.0~6.6	11.5

金 沢 市 公 報

一 般 市 道	泉 3 丁 目 線 3号	泉 3 丁 目 70番 3先から	旧	2.3~ 3.0	15.6
		泉 3 丁 目 70番 2先まで	新	3.2~ 3.5	15.6
一 般 市 道	泉 3 丁 目 線 4号	泉 3 丁 目 70番 1先から	旧	2.4~ 3.1	21.6
		泉 3 丁 目 70番 2先まで	新	3.2~ 3.6	21.6
一 般 市 道	小 坂 2 号 疋 田 町 線	今 昭 町 丙 7 番 3先から	旧	3.7~ 5.9	377.5
		宮 保 町 へ 15番 1先まで	新	6.8~ 14.0	377.5

●金沢市告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成24年4月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成24年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
準 幹 線 546 号 清 川 町 線	野 町 1 丁 目 3 番 先から	平成24年4月11日
	野 町 1 丁 目 3 番 先まで	
武 蔵 町 線 2号	武 蔵 町 547番 1先から	平成24年4月11日
	武 蔵 町 547番 1先まで	
泉 3 丁 目 線 3号	泉 3 丁 目 70番 3先から	平成24年4月11日
	泉 3 丁 目 70番 2先まで	
泉 3 丁 目 線 4号	泉 3 丁 目 70番 1先から	平成24年4月11日
	泉 3 丁 目 70番 2先まで	
小 坂 2 号 疋 田 町 線	今 昭 町 丙 7 番 3先から	平成24年4月11日
	宮 保 町 へ 15番 1先まで	

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第6号

平成22年教育委員会告示第1号（地区公民館の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成24年4月11日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市鞍月公民館	所在地	金沢市南新保町口133番地2	金沢市副都心北部直江土地区画整理事業地92街区2番地	平成24年3月24日

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第13号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成23年12月1日から平成24年2月29日までの原料の平均価格等

(1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 66,370円

- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 67,890円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 66,970円
- 2 原料価格変動額 3,200円  
算式 66,970円 (1トン当たり平均原料価格) - 63,730円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 3,200円 (100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 + 3,200円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に2.62円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- 4 平成24年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	229円37銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	227円37銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	214円87銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	213円4銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	208円4銭

●金沢市公営企業告示第14号

金沢市液化石油ガス供給条例 (昭和63年条例第5号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
  - (1) 平成23年12月1日から平成24年2月29日までの平均原料価格  
1トン当たり 67,890円
  - (2) 原料価格変動額 20,100円  
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 67,890円 (1トン当たり平均原料価格) = 20,100円 (100円未満切捨て)
  - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 20,100円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から41.01円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
  - (4) 平成24年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	380円29銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	371円19銭

## 2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成23年12月1日から平成24年2月29日までの平均原料価格  
1トン当たり 67,890円
- (2) 原料価格変動額 20,100円  
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 67,890円 (1トン当たり平均原料価格) = 20,100円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 20,100円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から41.01円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	380円37銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	371円27銭

## 3 南森本供給地点群

- (1) 平成23年12月1日から平成24年2月29日までの平均原料価格  
1トン当たり 67,890円
- (2) 原料価格変動額 20,100円  
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 67,890円 (1トン当たり平均原料価格) = 20,100円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 20,100円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から41.01円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	359円14銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	350円4銭

## 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成23年12月1日から平成24年2月29日までの平均原料価格  
1トン当たり 67,890円
- (2) 原料価格変動額 20,100円  
算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 67,890円 (1トン当たり平均原料価格) = 20,100円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 20,100円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から41.01円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成24年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	402円75銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	393円65銭

正 誤

平成24年3月21日付け金沢市公報第2721号の2

頁	箇 所	誤	正
9	上から10行目及び11行目	1 回転数 = $\frac{\text{運行回数}}{\text{開庁日数}} \times 100$	1 回転数 = $\frac{\text{運行回数}}{\text{開庁日数}}$

平成24年4月2日付け金沢市公報第2722号の3

頁	箇 所
2	上から27行目及び28行目

誤

笠井 克彦 金沢市福増南1179番地2	西川 智士 金沢市福増南1161番地
------------------------	-----------------------

正

笠井 克彦 金沢市福増町南1179番地2	西川 智士 金沢市福増町南1161番地
-------------------------	------------------------

平成24年(2012年)4月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)4月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄